

ふくちやまデイユースプラン活用支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年6月2日

## ふくちやまデイユースプラン活用支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、稼働率が低下した市内の宿泊事業者の支援を目的に、市内の宿泊事業者が企画提供するデイユースプランの利用回数に応じて、宿泊事業者に対し交付するふくちやまデイユースプラン活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設をいう。以下同じ。）のうち、市内に拠点を置き、本事業の目的に適合する宿泊事業者であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する営業を営む者（店舗型性風俗特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者）は除く。
- (2) ふくちやまデイユースプラン活用支援事業に登録している宿泊事業者であること。

### (対象期間)

第3条 補助対象期間は、令和2年7月から12月までとし、補助対象日は、補助対象期間内における利用日とする。

### (補助金の交付額)

第4条 補助金の額は、市内の宿泊施設の1回当たりの利用料から最低自己負担額1,000円を控除した額とし、1回当たり3,000円を上限とする。

### (補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ふくちやまデイユースプラン活用支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）により市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は、利用があった月の翌月10日までとする。ただし、10日が土日祝日の場合は翌営業日とする。

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、ふくちやまデイユースプラン活用支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の請求をするときは、ふくちやまダイユースプラン活用支援事業補助金請求書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。  
(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、ふくちやまダイユースプラン活用支援事業補助金交付決定取消通知書(別記様式第4号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、ふくちやまダイユースプラン活用支援事業補助金返還命令書(別記様式第5号)により期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月2日から施行する。